

圓を主張したるも妥協するに至らず、越へて七月一日二日四日と引續き接衝するところありたるも夫々主張を固持して纏らず遂に決裂状態となつたので、従業員側に於ては直方市大正町に争議團事務所を設け六日一昭和バス争議團本部の看板を掲げた。而して乗客運賃は從來下請人で取纏め毎日會社に納入してゐたが、七月五日より争議解決迄納入せざることとし之を郵便貯金として保管し其の旨會社宛通告したのである。

次いで六、七兩日には聲明書傳單等を沿道一帶に配布して一般の同情を求むると共に一方争議團長以下各役員を選定して陣容を整へ、尙八、九兩日に亘りピラ、傳單等を以つて會社幹部（社長、顧問）の人身攻撃をなすに至つた。會社側に於ては乗客運賃の不納に對しては七月八日所轄警察

署長へ告訴すると共に、八、九兩日の宣傳ピラ傳單は名譽毀損なりとて之も告訴し、尙九日双方の會見に於て面會約束者たる争議團員代表四名外の勞働組會員六名に對しては會見を拒絶したるにも不拘面會を強要せりとして（面會強要の上不禮の言辭を用ひたので主なる者三名は檢束された）會社側では家宅侵入罪として右全員十名を之亦告訴したのである。かくて勞資双方共感情次第に尖鋭化して交通保安上憂慮すべき状態となつたので、遂に直方市に於ける地方有志たる有江伊作氏調停に立つこととなり、七月十一日午後直方警察署に於て双方の代表者會見折衝したる結果次の覺書に依り解決せり。

十一、解決状況

七月十一日午後五時に至り勞資双方の間に成立したる覺書